

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり共生会の役員報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会及び評議員が評議員会に出席した時は、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事・評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費の実費を支払うことができる。
2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費の実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員・評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。
2 旅費は、実費を支給する。
3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
5 旅費等は原則として、出張終了後に支払う事とするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。
ただし、勤務時間外の用務については、その限りではない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

(付則)

1 この規程は、平成29年6月10日より適用する。